

生徒指導に関する規程について

本校の生徒指導に関する規程は以下のとおりです。充実した学校生活や希望進路を実現させるため、一人ひとりが本校規程をしっかりと守り、穂別高校生として自覚のある生活を送って下さい。

『制服・服装及び頭髪基準』

1 制服

<女子>

上衣は胸あてセーラー服とし、スカートはひだスカートとする。

(1) 冬服

①色は上下とも黒とする。

②デザイン

(ア) 着丈はWラインより 5 c m以上下げる。

(イ) 襟の開きはBライン止まりとする。

(ウ) ポケットは貼付けポケットとする。

(エ) 胸あては下げない。

(オ) 袖は長袖とし、カフスをつけ、カフス巾は 5 c mとする。

(カ) カフス・ポケット上部には紺の線を 2 条入れる。

③スカート

(ア) ベルト付スカートで、ひだ数 2 4 本（左廻り）とする。

(イ) スカートのすその上限は膝が見えないこと。下限はふくらはぎの中央位とする。

(2) 夏服

①上衣の色は白（ブロードまたは、それに準ずるもので少し厚めの生地）で、カフス・襟の色は黒とする。デザインは冬服と同じものとする。半袖も同じとする。

②スカート・ネクタイも冬服と同じとする。

③略装として、ポロシャツ（白の無地、ワンポイント可）を認める。

<男子>

(1) 冬服

本校指定の学生服・ズボンを着用する。

(2) 夏服

①ワイシャツ又はポロシャツを認める。ただし、色は白の無地とする。（ワンポイント可）

②ワイシャツは無地とする。ズボンは冬服と同じとする。

2 服装

(1) 校章、年次・クラス章

①男子は、右襟に年次・クラス章、左襟に校章をつける。

②女子は、校章、年次・クラス章を左胸部につける。

(2) 靴類

①上靴・・・放課後などの特別活動以外の平常時は、学校指定の上靴を履く。なお、ネーム以外の落書きは認めない

②登校靴・・・流行を追った極端なブーツやハイヒール、サンダルなどは認めない。

(3) 靴下類

①ソックスは男女とも華美なものはさける。

②女子のストッキングは黒または肌色とする。

(4) コート類

コート、オーバー、ジャンパー類は華美なものはさける。

3 頭髪・容姿、その他

(1) 頭髪・容姿

①髪の色・脱色などは認めない。

②自然な髪型・容姿に心掛け、パーマやカール、つけ毛など、髪の変形や極端な刈り上げは認めない。

③マニキュアや化粧、カラーコンタクトや瞳を大きく見せるコンタクトなどは認めない。

④眉毛を剃ったり髭を生やすことは認めない。

(2) その他

①装飾品（ピアス・イヤリング・指輪・ネックレスなど）の着用は認めない。

②ドライヤーなどの持ち込みは認めない。

『生徒心得』

1 ねらい

- 穂別高校生としての自覚と誇りをもち、節度ある校内外生活を心がけると共に、自らが積極的に地域社会に貢献しよう。
- 丈夫な体と強い精神の陶冶を目指し、自ら判断し、心豊かに行動できる人間になろう。

2 校内生活について

- 節度ある校内生活を送るために、次の事項を守ろう。

(1) 登校時間は 8 時 3 0 分までとする。

(2) 完全下校時間は 1 8 時 3 0 分とする。

①用事がない人は 1 6 : 3 0 までに下校すること。

②完全下校時間（1 8 : 3 0）の対象になる生徒は、部局同好会で活動している生徒と、先生が同席しておこなう講習に参加している生徒です。

バス時間を確認し、予約して下校すること

穂別鵠川線	穂別小学校前	1 5 : 3 5 ・ 1 7 : 4 3
穂別栄線	穂別小学校前	1 6 : 0 0 【予約すること】
穂別稲里線	穂別小学校前	1 5 : 4 8 【予約すること】
キウス隆農線	穂別小学校前	1 5 : 4 5 【予約すること】
穂別富内線	穂別小学校前	1 6 : 1 7 【予約すること】

(3) 部活動の活動時間は、原則として次のとおりとする。

①平日については 1 8 時 2 0 分までとする。

- (6) 来客、教職員にはもちろん生徒間でも親しみのある気持ちで挨拶をかわす。
- (7) 職員室への出入りについては、次の事項を守る。
 - ①オーバー、コート類を脱ぎ、服装を正してからノックをし入室する。
 - ②言葉遣いに気をつけ、簡潔に要件を済ませる。
 - ③会議中、定期試験一週間前及び試験期間中の入室は禁止する。
- 2. 授業については、次の事項を守ろう。
 - (1) 授業開始・終了時の挨拶をしっかりとする。
 - (2) 授業では、制服を着用する。(体育や実習、教科担任から指示のあった場合などは、指定ジャージを着用する。)なお、やむを得ず指定ジャージで授業を受ける場合は、異装届にその理由を記入し、担任に提出・許可を得る。
 - (3) 私語を慎むことはもちろんのこと、漫画を読む、携帯電話やゲーム機・オーディオプレーヤーなどを使用するなど、授業に関係のないことはしない。
- 3. 校舎内の施設・設備は、公共物であるということを忘れず大切にしよう。

3 服装・容姿について

- 1. 服装の意義を理解し、高校生として、また社会の一員として常識をわきまえた服装をするようにしよう。
- 2. 学校生活(登下校を含む)においては、学校で定められた服装、容姿にかかわる規程を遵守しよう。

4 校外生活について

- 1. 服装や容姿については、次の事項を守ろう。
 - (1) 公の場への出入りは、制服を着用する。
 - (2) 休日の外出時の服装は、華美なものは避けて高校生らしい服装をする。
 - (3) 頭髪については、学校で定められた頭髪規程を遵守し、高校生らしい自然で清楚なものにする。
- 2. 外出や外泊については、次の事項を守ろう。
 - (1) 外出の際には、必ず行先・目的・帰宅時間を家族に伝えてからでかける。
 - (2) 外出の際には、身分証明証を携帯する。
 - (3) 午後9時までには帰宅する。
 - (4) 原則として、外泊はしない。特別な理由がある場合は、保護者の許可を受けるとともに、保護者同士で連絡をとりあってもらう。
 - (5) パチンコ店などの遊技場や居酒屋など酒類を主として扱っている飲食店へは立ち入らない。

5 長期休業中の生活について

- 1. 学習・その他の活動について、次の事項を守ろう。
 - (1) 学習・部活動・ボランティア活動などに励む。
 - (2) 学習計画をたて、計画的な学習を毎日きちんとするように心がける。
 - (3) 校舎の使用は、講習や部活動の場合のみとし、必ず事前に担当教員または顧問に申し出る。
- 2. 生活や旅行などについて、次の事項を守ろう。
 - (1) 起床・就寝の時間は一定にし、睡眠不足にならないように心がける。
 - (2) アルバイトを行う場合は、保護者の許可を得て、事前に学校の許可を得ること。

6 交通安全について

- 1. バス通学は、乗降時や車内での節度ある行動をしよう。
- 2. 自転車通学は、次の事項を守ろう。
 - (1) 自転車通学者は、あらかじめ必ず所定の届を提出する。
 - (2) 自転車通学できる期間は、原則として、4月から10月末までとする。
 - (3) 自転車は、必ず所定の場所へ置く。
 - (4) 交通違反行為は厳禁とし、交通事故には十分気をつける。
- 3. むやみに他人の自動車に同乗しない。
- 4. 原動機付自転車免許の取得は認めない。
- 5. 普通自動車運転免許は、3年生に限り自動車学校への入校を許可する。許可条件や時期、手続きなどについては別に定める。

『諸届規程』

第1条 次の事柄は、届出が必要になるので、必ず担任に届け出ること。

- (1) 遅刻・早退・欠席・欠課
遅刻・早退・欠席・欠課をする場合は、事前に保護者より、担任に申し出る。(診断書や領収証等の提出が必要な場合がある)
- (2) 遅刻届
遅刻をした場合は、職員室で遅刻届に必要な事項を記入・受付し、担任に提出する。
- (3) 異装届
やむを得ない理由で異装しなければならない場合は、担任に申し出て、異装届を提出する。
- (4) 自転車通学届
自転車通学をする場合は、担任に申し出て、自転車通学届を提出する。

第2条 次の事柄は、許可が必要になるので、必ず所定の手続きで許可を得ること。

- (1) 入室許可願
やむを得ない理由で途中から授業を受ける場合は、職員室で入室許可願に必要な事項を記入し、許可を得て入室許可証を教科担任に提出する。
- (2) 保健室来室許可願
やむを得ない理由で途中から授業を抜けて保健室を利用する場合は、職員室で保健室来室許可願に必要な事項を記入し、許可を得て保健室来室許可証を養護教諭に提出する。保健室利用後、保健室来室許可証を教科担任に提出する。
- (3) 早退許可願
登校後、やむを得ない理由で早退する場合は、職員室で早退許可願に必要な事項を記入し、許可を得て早退許可証を持参し早退する。
- (4) 外出許可願
登校後、やむを得ない理由で外出する場合は、職員室で外出許可願に必要な事項を記入し、許可を得て外出許可証を持参し外出する。
- (5) アルバイト許可願
アルバイトをする場合は、担任に申し出て、アルバイト許可願に必要な事項を記入・提出し、許可を得る。(管内生徒指導連絡協議会で定める禁止業種や成績不振などにより、許可されない場合がある。)